

令和7年度 福生第三小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（ネット上で行われるものを含む。）であって、当該児童の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはならない。

3 いじめの基本的な考え方

- ・いじめを生まない、許さない学校づくりをする。（未然防止、早期発見、早期対応の徹底）
- ・児童をいじめから守り通し、児童のいじめ解決に向けた行動を促す。（学校全体でのケアと取組）
- ・いじめ問題に適切に対応できるようにするため、教員の指導力を高める。（いじめ防止研修の実施）
- ・いじめ問題に対して、学校全体による組織的な取組によって解決を図る。（組織の役割と責務の徹底）
- ・保護者、地域、関係諸機関と連携して対応する。

4 学校いじめ対策委員会

（1）構成員

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、保健主任、学年主任、スクールカウンセラー、（担任）

（2）いじめ防止年間計画

日にち	取組
令和7年3月	令和7年度 いじめ防止基本方針の策定、修正
令和7年4月	いじめに関わる調査、情報収集（通年） いじめ発生時における対策検討、実施（通年） 第1回 いじめ防止対策委員会・校内研修の企画運営 第1回いじめ防止校内研修 第1回いじめ防止授業
6月	ふれあい月間のいじめアンケート
7月	第2回 いじめ防止対策委員会・校内研修の企画運営（いじめアンケートやふれあい月間の調査内容を分析して内容を決める）
9月	第2回いじめ防止校内研修 第2回いじめ防止授業
11月	ふれあい月間のいじめアンケート
12月	第3回 いじめ防止対策委員会・校内研修の企画運営（いじめアンケートやふれあい月間の調査内容を分析して内容を決める）
令和8年1月	第3回いじめ防止校内研修 第3回いじめ防止授業
3月	いじめ防止基本方針の策定、修正

5 いじめ防止等に関する取組

（1）未然防止

- ・いじめは、どの児童にも起こり得るものとして教職員間で理解し、児童全員を対象に事前の働きかけ（未

然防止の取組）を行う。

- ・全ての児童が安心、安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に参加、活躍できるような学校づくりを推進していく。
- ・分かる授業づくりを進める。全ての児童が参加、活躍できる授業を工夫していく。
- ・児童や教員の発言など人権的な感覚を磨き、教員同士が高められる学校にしていく。
- ・校内研修等の充実を通じて、教職員のいじめの未然防止、早期発見と対応に対する資質向上を図る。
- ・家庭や地域との連携を深め、児童の人間関係等の情報を共有していけるようにしていく。
- ・いじめが原因と推測される欠席や児童の変化が見られた場合、いじめ対策委員だけでなく、不登校 Co 等とも共有しながら、児童の抱える問題について対応にあたる。

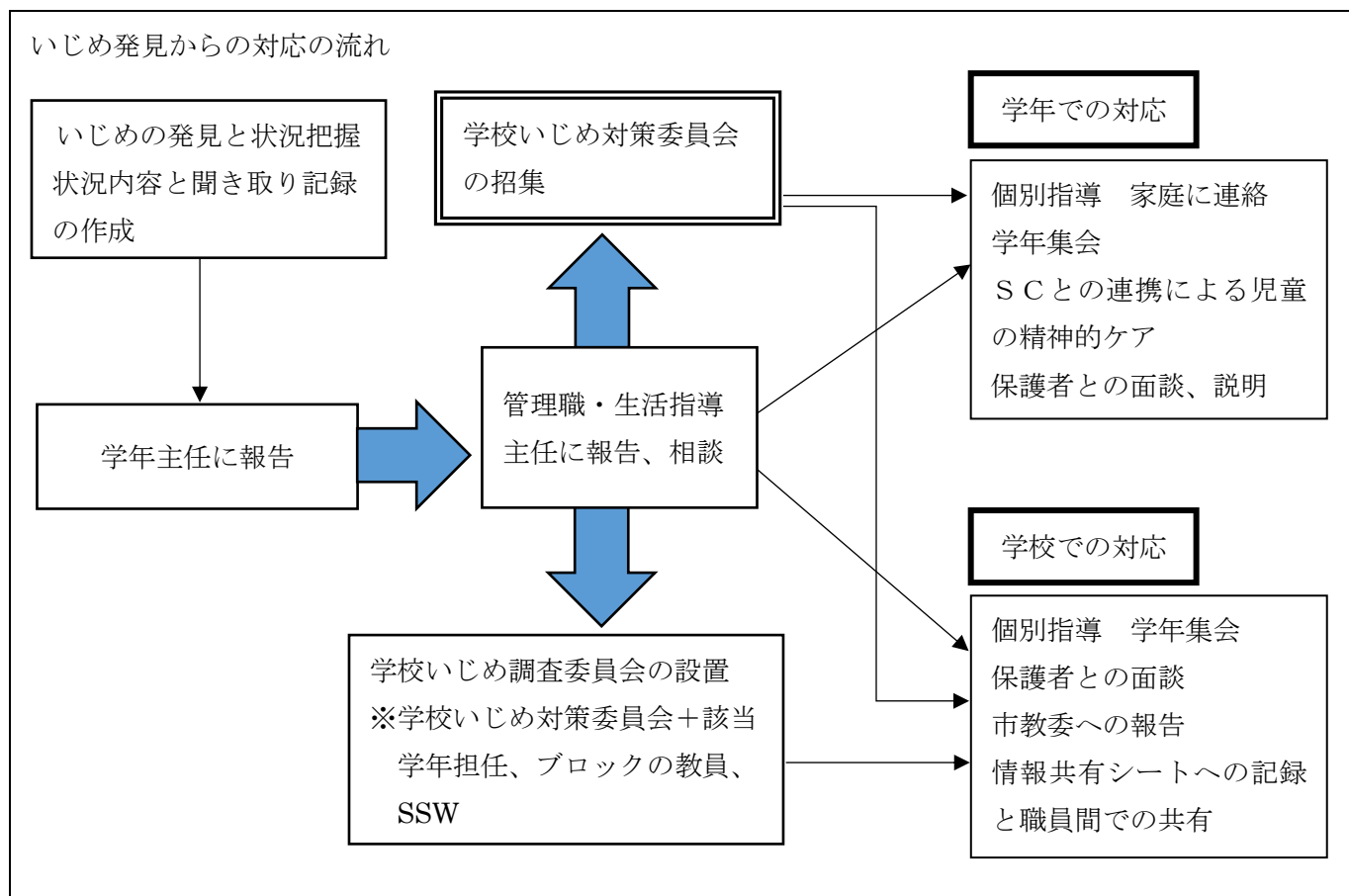
(2) 早期発見

- ・表情や生活の様子、人間関係など、児童の些細な変化に気付いていけるよう、日頃から児童理解を進めていく。
- ・各学期一回行う「いじめアンケート」を有効に活用し、早期発見に努める。
- ・生活指導夕会等を通じて、児童についての情報共有を積極的に行っていけるような環境づくりをしている。

(3) 早期対応

- ・学校いじめ対策委員会を招集し、情報共有シートで情報を共有し、今後の指導や保護者・関係諸機関との連携について協議し、組織的に対応する。
- ・いじめを受けた児童及び、いじめを知らせてきた児童が安心して学校生活を送れるよう、いじめを行った児童に対して毅然とした指導を行う。また、スクールカウンセラーと協力し、いじめを受けた児童、いじめた児童双方の心のケアを行う。
- ・保護者へ担任やいじめ対策委員とで相談しながら状況を伝え、いじめの解消に向けて協力して取り組む。

(4) いじめの発見、重大事態への対応の流れと、その他の配慮事項



- ・いじめられた児童の保護、ケアのため複数の教員で見守る体制をつくる。また、被害児童についての情報共有を必ず行う。
- ・被害児童の保護者についても、大きなストレスを感じる事が想定されるため、積極的にスクールカウンセラーを活用し、保護者の心のケアも行う。
- ・スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問等を通じて、被害児童の家庭状況を把握するようにするとともに、保護者と緊密に連携して、被害児童とその家庭を支援する。
- ・いじめが原因で不登校になっている場合には、保健室登校の実施や個別学習室での学習、適応指導教室への通室などの緊急避難措置を実施する。
- ・重大事態発生について教育委員会を通じて市長に報告を行う。

※重大事態とは

- ①いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態。
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき。

6 周知について

- ・学校ホームページで児童・保護者・地域に周知する。